

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）…………… 1

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)  
 ○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)

改正案	現行
<p>(特定熱損失防止建築材料)            第二十三条の二 法第八十一条の三第一項の政令で定める熱損失防止建築材料は、次のとおりとする。</p> <p>一 断熱材(押出法ポリスチレンフォーム、ガラス繊維(グラスウールを含む。))又はスラグウール若しくはロックウールを用いたもの限り、真空断熱材その他経済産業省令で定めるものを除く。)</p> <p>二 サッシ(鉄製又は木製のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)</p> <p>三 複層ガラス(ステンドグラスを用いたものその他経済産業省令で定めるものを除く。)</p> <p>(特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件)            第二十三条の三 法第八十一条の五において準用する法第七十九条第一項の政令で定める要件は、年間の生産量又は輸入量(国内向け出荷に係るものに限る。)が次の表の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げ</p>	<p>(特定熱損失防止建築材料)            第二十三条の二 法第八十一条の三第一項の政令で定める熱損失防止建築材料は、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム、ガラス繊維(グラスウールを含む。))又はスラグウール若しくはロックウールを用いたもの限り、真空断熱材その他経済産業省令で定めるものを除く。)とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件)            第二十三条の三 法第八十一条の五において準用する法第七十九条第一項の政令で定める要件は、特定熱損失防止建築材料である断熱材の年間の生産量又は輸入量(国内向け出荷に係るものに限る。)が十八万平方メートル以上であることとする。</p>

る数量以上であることとする。

一	断熱材	十八万平方メートル
二	サッシ	九万四千窓
三	複層ガラス	十一万平方メートル

(新設)